資料１

佐倉市文化財保存活用地域計画の認定について

1．趣旨

令和 5 年 12 月 15 日に開催された国の文化審議会の文化財分科会において、佐倉市文化財保存活用地域計画の認定が文化庁長官に答申され、これを受け、同日付で文化庁長官により認定されました。

2．文化財保存活用地域計画について

文化財保存活用地域計画は、各市町村における文化財の保存及び活用に関するマスタープラン兼アクションプランとされています。少子・高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、平成 30 年の文化財保護法改正で、市町村による計画作成が制度化されました。

本市においては、これらの課題に対応するとともに、市内に多数ある様々な時代の文化財の保存と活用を通じて、市民や佐倉に関わる人、地域コミュニティ、そしてまち全体を元気にしていくことを目指して、計画を策定しました。

3．計画の概要

〇計画の期間

令和 6 年度～令和 13 年度（8 年間）

〇文化財の保存・活用に関する将来像

「文化財でまちを元気に！」

〇本計画期間における目標

「佐倉に関わる全ての人が、身近に歴史文化を感じられるまちに」

〇本計画における３つの方向性

「知らない」を「知っている」に　～把握調査・情報発信～

「知っている」を「好き」に　～魅力向上・活用・保存～

「好き」を「守りたい」に　～継承・担い手確保・体制整備～

4．計画本文

〇本文：佐倉市ホームページに掲載

https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/bunkaka/bunkazai/seido/12401.html

〇概要版：別添のとおり

05　佐倉市文化財保存活用地域計画　【千葉県】

資料２

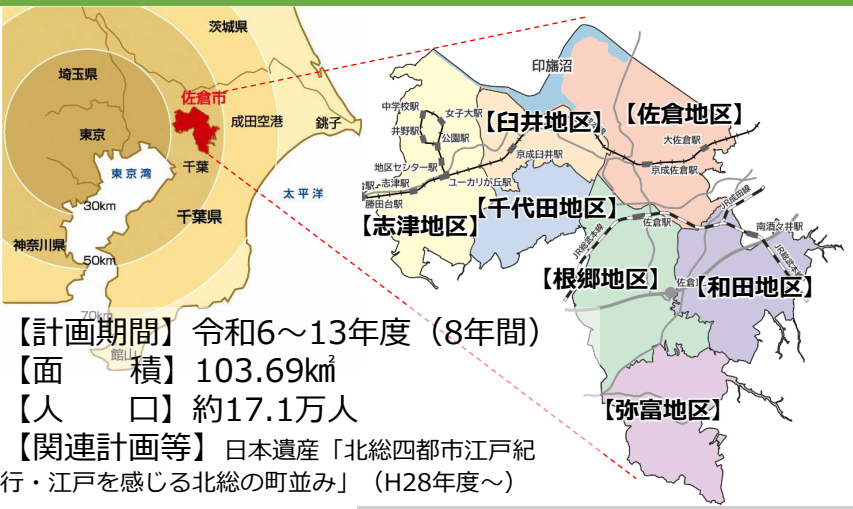

【計画期間】令和6～13年度（8年間）
【面　　積】103.69㎢
【人　　口】約17.1万人
【関連計画等】日本遺産「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」（H28年度～）

◆指定等文化財件数

指定等文化財は、１１１件
未指定文化財は、１４,３８０件把握

類型			国指定・選定	国登録	国選択	県指定・選定	県登録	市指定・選定	市登録	計
有形文化財	建造物		1	9	—	4	0	7	6	27
	美術工芸品	絵画	0	0	—	0	0	7	—	7
		彫刻	0	0	—	0	0	6	—	6
		工芸品	0	0	—	5	0	19	—	24
		書跡･典籍	0	0	—	0	0	1	—	1
		古文書	0	0	—	0	0	0	—	0
		考古資料	0	0	—	0	0	1	—	1
		歴史資料	0	0	—	1	0	6	—	7
無形文化財			0	0	0	1	0	0	—	1
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	—	1	0	2	—	3
	無形の民俗文化財		0	0	1	1	0	5	—	7
記念物	遺跡（史跡）		2	0	—	5	0	11	—	18
	名勝地（名勝）		1	0	—	0	0	1	—	2
	動物、植物、地質鉱物（天然記念物）		0	0	—	1	0	6	—	7
文化的景観			0	—	—	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			0	—	—	—	—	—	—	0
文化財の保存技術			0	—	—	0	—	0	—	0
計			4	9	1	19	0	72	6	111

０：該当なし、—：制度なし

◆歴史文化の特徴

本市において歴史的に培われてきた地域の個性、地域らしさを示す歴史文化として次の5つを挙げる。

歴史文化❶　豊かな自然が育んだ印旛沼文化

印旛沼とそこに注ぐ河川を背景に育まれた豊かな自然によって、地域の核となる大規模な集落が形成された。印旛沼は人々に大きな恩恵をもたらし「印旛沼文化」と捉えられる固有の文化が各時代に醸成されていった。

【印旛沼】

歴史文化❷　古東海道沿いに花開いた仏教文化

佐倉市域を南北に伸びる現在の国道51号線に近いルートは「古東海道」と呼ばれ、沿線上に仏教文化が花開いた。この道を介して当時の最先端の文化や技術が佐倉にもたらされ、仏教信仰や政治の中心地として繁栄を迎えた。

【仏面墨書土器】

歴史文化❸　中世武家の興亡の舞台

中世の佐倉では、千葉氏をはじめとする武家が台頭し勢力を広げ、自らの本拠である城館を築いた。拠点と拠点をつなぐ街道・宿場も整備された。そのなかで、佐倉は離散集合を繰り返す中世武家の興亡の舞台となった。

【本佐倉城跡】

歴史文化❹　江戸を支え、江戸と結ばれた城下町

土井利勝による佐倉城の築城以降、佐倉は東の要衝として江戸を支え、江戸とは街道により結ばれた。幕末には、藩主堀田正睦のもと充実した教育が行われ、江戸から移住した蘭方医佐藤泰然が順天堂を開いた。現在も江戸型山車の引き廻しなどかつての江戸の祭礼文化が受け継がれている。

【佐倉城跡】

歴史文化❺　地域で継承される祈りと暮らし

寺社、仏教彫刻、宝物類、現在まで継承される祭礼文化・民俗・芸能など様々な祈りと暮らしの場とかたちが残る。これらは各地域の個性を伝えるものとして、地域の人々のたゆまぬ努力により継承されている。

【坂戸の念仏】

◆推進体制

■行政（佐倉市）	文化課/佐倉市立美術館/社会教育課/佐倉図書館/指導課/佐倉の魅力推進課 都市計画課/公園緑地課/企画政策課/広報課
■行政（国・県）	文化庁/千葉県教育庁教育振興部文化財課/日本遺産北総四都市江戸紀行活用協議会/独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター
■市民	市内在住･在勤者/本市の文化財･歴史文化に興味を持つ人々/ 各自治会･各まちづくり協議会･各商店会等
■所有者	文化財の所有者及び管理団体･伝承団体
■審議会	佐倉市文化財審議会/佐倉市市民文化資産運用委員会/ 史跡井野長割遺跡整備検討委員会/佐倉市史編さん委員会
■学識者	学識経験者/専門機関/高等教育機関
■民間団体	民間団体･ボランティア団体･観光団体・民間事業者など
■学校	市内/市外の小学校・中学校・高等学校

将来像	計画期間中の目標	３つの方向性	大方針	課題（主要なものを抜粋）	方針	措置（代表的なものを抜粋）
文化財でまちを元気に！	佐倉に関わる全ての人が、身近に歴史文化を感じられるまちに	**方向性①** 「知らない」を「知っている」に ～把握調査・情報発信～ ▸まずは、市民･来訪者に“歴史のまち”であることを知ってもらう	❶把握調査の推進と、正確かつ魅力的な情報の掘り起こし	✓把握できていない文化財がある。 ✓調査が不十分な文化財がある。 ✓指定・登録に至っていない文化財がある。	①情報発信の前提となる把握調査や指定・登録の推進	No.1 現状の把握が不十分な未指定文化財の把握調査 取組主体 ◎行政 実施期間 R6～13 現状の把握が不十分となっている分野・時代の未指定文化財について把握調査を進める。
			❷より探求力の高い一貫した情報発信方法の設定	✓豊富な歴史文化を持つ佐倉の魅力が十分に知られていない。 ✓地域住民が文化財に足を運ぶ機会が少ない。	②佐倉の歴史文化を「知らない」人に向けたメッセージの創出 ③メッセージを踏まえた「追体験」「新体験」による普及啓発	No.8 文化財の情報をまとめた冊子の編集・発行・販売 取組主体 ◎行政・学識者 実施期間 R6～13 佐倉の文化財や歴史文化を満遍なく紹介する冊子を編集・発行・販売する。また、や個別の歴史文化の特徴、調査研究の成果をまとめた冊子の提供も行い、情報発信に努める。
			❸効果的・継続的な情報発信	✓ SNS等を活用した情報発信が不足している。 ✓展示施設がなく、文化財を直接目にする機会が少ない。	④既存・新規のツールを活かした効果的な情報発信 ⑤歴史文化に関する継続的で幅広い展示の充実	
		方向性② 「知っている」を「好き」に ～魅力向上・活用・保存～ ▶文化財の魅力を通じて、“歴史のまち”佐倉に愛着を持ってもらう	❶他都市との差異を明確にしたブランディング	✓文化財の保存・活用の面でのブランドイメージの確立に至っていない。 ✓佐倉学の改善、実施の継続。 ✓地域の特性を活かした一体的な景観形成の不足。	⑥佐倉城や印旛沼の魅力を活かしたブランドイメージの確立 ⑦佐倉学に関する事業・体制の見直し ⑧「歴史のまち佐倉」にふさわしいまち並み・沿道景観の形成	No.16 佐倉学におけるSDGsや探求学習などの新しい視点による幅広い文化財の活用 取組主体 ◎行政◎学校・民間団体 実施期間 R6～13 SDGsの教育体験プログラムのように、佐倉学における文化財の活用にあたって、SDGsや探求学習など新しい教育の観点を取り入れた事業の実施を検討する。
			❷教育・観光面での活用による魅力を繰り返し伝える機会の提供	✓実際に体験し、楽しみながら学ぶ機会がない。 ✓佐倉市の歴史文化の特性・強みが観光に十分に活かされていない。 ✓市内を訪れた観光客の消費を促す施設や拠点が旧城下町周辺で不足。 ✓まちなかの文化財の案内が十分でない。	⑨体験型による新たな“楽しい”佐倉学の展開 ⑩本市の特性を活かした新たな観光スタイルの展開 ⑪観光客の誘致・消費促進に向けた拠点整備と連携体制の構築 ⑫誰でも気軽に訪れることができる回遊機能の強化、環境整備	No.24 「学び」のコンテンツを活かした校外学習・教育旅行の誘致 取組主体 ◎行政・学校・民間団体 実施期間 R6～13 佐倉地区の豊富な「学び」を提供するコンテンツを活かし、校外学習・教育旅行の誘致を図る。
			❸佐倉の魅力の源となる文化財の適切な維持管理・整備	✓文化財を公開していくため、適切な管理と修繕が必要。 ✓保存整備・活用が見込まれる文化財の今後のあり方についての検討が不十分。	⑬歴史的建造物の保存整備 ⑭史跡・名勝・天然記念物の管理整備	
		方向性③ 「好き」を「守りたい」に ～継承・担い手確保・体制整備～ ▶“歴史のまち”佐倉を守る仕組みに参加してもらう	❶市民の歴史文化への想いをかたちにするための支援	✓祭礼に携わる地元住民の高齢化と新たに活動する住民の不足。 ✓継承活動の進捗に差が生じている。	⑮伝統芸能団体を「地域を元気にするプレイヤー」に	No.38 継承活動におけるモデルケースの確立とノウハウ波及に向けた支援 取組主体 ◎行政◎所有者・民間団体 実施期間 R6～13 モデルケースとなりうる団体・事例のノウハウを共有し、新たな継承活動を支援していく
			❷次世代の文化財を守る人材、担い手の確保・育成	✓文化財や歴史文化に関わる活動のニーズがわからない。 ✓市民が地域の文化財の保存・活用に参画するための窓口がない。	⑯市民や民間団体等のニーズを踏まえた地域住民との連携体制の構築 ⑰歴史文化を受け継ぐ新たな担い手の育成と円滑な継承	
			❸文化財を支える体制の構築	✓文化財保護の役割分担が明確でない。 ✓文化財の維持・管理や活用に要する費用の財源が十分でない。 ✓文化財の適切な保存環境について各関係者との情報共有が十分でない。 ✓市の博物館施設がなく、文化財を統括する体制が十分でない。 ✓計画の推進にあたり、庁内連携と進捗管理が求められる。	⑱文化財を守るための持続可能な保存・管理体制の構築 ⑲文化財を守るための持続可能な財源の確保 ⑳文化財の望ましい保存環境の構築・提案 ㉑展示スペースの確保とネットワーク化による「まちの博物館化」 ㉒計画推進・進行管理による実効性の確保	No.54 展示・収蔵スペースの確保・維持とネットワーク化 取組主体 ◎行政 実施期間 R6～13 各地区の展示・収蔵スペースの内容・機能を見直し、それぞれの役割を再度明確にしたうえで面的な繋がりを持たせる。

05　佐倉市文化財保存活用地域計画【千葉県】

関連文化財群及び文化財保存活用区域

本計画では、歴史的・地理的に共通する文化財に一定のまとまりを持たせることで、措置の効果的な推進を図るため、佐倉市における歴史文化の特徴と対応する「関連文化財群」及び「文化財保存活用区域」を設定する。

◆佐倉市の歴史文化と関連文化財群・文化財保存活用区域の関係

＊関連文化財群②・③、関連文化財群①の構成文化財が集積している印旛沼・臼井地区周辺については、次期計画での具体的な措置の推進を見据え、本計画では把握調査や情報発信、ブランディングなどにおけるテーマの一つとして位置付ける。

：措置を推進する群・区域

[佐倉市の５つの歴史文化]	[関連文化財群]	[文化財保存活用区域]
❶ 豊かな自然が育んだ印旛沼文化 →	関連文化財群❶ →	文化財保存活用区域（印旛沼・臼井地区周辺）
❷ 古東海道沿いに花開いた仏教文化 →	関連文化財群❷	
❸ 中世武家の興亡の舞台 →	関連文化財群❸	
❹ 江戸を支え、江戸と結ばれた城下町 →		文化財保存活用区域（詳細は次ページ）
❺ 地域で継承される祈りと暮らし →	関連文化財群❹	

◆関連文化財群の概要と措置

関連文化財群❶　豊かな自然が育んだ印旛沼文化

佐倉市デジタルアーカイブ

主な構成文化財	上座貝塚/間野台貝塚/井野長割遺跡/吉見台遺跡/六崎大崎台遺跡/常総型石枕/遠隔地との交流を示す石器石材、土偶、土器/臼井南式土器/井野長割遺跡出土資料/吉見台遺跡出土資料
主な課題	▶印旛沼は市の象徴として認識されているがアピールポイントとなる文化財が明確になっていない。
主な方針	▶構成文化財をアピールポイントとした「印旛沼文化」のイメージを確立し、情報発信を推進。

主な措置		取組主体	
	❶-2 SNSや「佐倉市デジタルアーカイブ」の活用による印旛沼文化に関する戦略的な情報発信（実施時期：R6～13）	取組主体	◎行政 ・市民・学校 ・民間団体
	❶-5 印旛沼文化に関する実物の文化財展示の推進（実施時期：R6～13）	取組主体	◎行政 ・学識者

関連文化財群❷　古東海道沿いに花開いた仏教文化

主な構成文化財	長熊廃寺跡/墨書土器「寺」「神屋」など多数出土/仏面墨書土器/灰釉陶器蔵骨器/鳥取駅家の推定地/高岡新山遺跡/高岡大山遺跡
主な課題	▶仏教文化が栄えた古代の佐倉について、市民が学習する機会や見学できる文化財が少ない。
主な方針	▶出前授業や佐倉学講座で、地域の身近な歴史について学習する機会を設け、併せて情報発信を推進

関連文化財群❸　中世武家の興亡の舞台

主な構成文化財	本佐倉城跡/臼井城跡/臼井田宿内砦跡/岩富城跡/志津城跡/海隣寺千葉氏供養塔/勝胤寺千葉氏供養塔/宝樹院のサザンカ
主な課題	▶本群の構成文化財や全体像を把握することができる場所や機会が少ない。
主な方針	▶各地区の展示スペースを活かし、つなげることで本群の構成文化財や全体像に触れる機会を提供。

関連文化財群❹　地域で継承される祈りと暮らし

神輿渡御

主な構成文化財	鏑木麻賀多神社本殿附棟札2枚/大佐倉八幡神社本殿/密蔵院薬師堂/佐倉麻賀多神社神輿渡御/坂戸の念仏/和田地区民俗資料
主な課題	▶個人や地域で歴史文化や文化財を担っていくことが人的・組織的・資金的に難しくなっている。
主な方針	▶所有者・管理者・継承団体の実態を踏まえ、今後の継承や担い手確保に向けた支援を実施。

主な措置		取組主体	
	❹-8 地域の伝統芸能の普及の推進（実施時期：R6～13）	取組主体	◎行政・市民 ◎所有者 ・民間団体
	❹-12 文化財の所有者・管理者・伝承団体への補助金の交付や民間助成金の導入支援（実施時期：R6～13）	取組主体	◎行政 ・所有者

【文化財保存活用区域】江戸を支え、江戸と結ばれた城下町

今から約400年前、慶長15（1610）に佐倉の領主となった土井利勝は、翌年より約７年をかけて佐倉城を築いた。土井利勝以降、有力な譜代大名が城主となり、老中をはじめとする幕府要職を務め、佐倉城は江戸の東の要衝として位置付けられ、政治的にも軍事的にも江戸を支えた。このように、現在の佐倉には江戸を支え、江戸と結ばれた歴史文化を今に伝える文化財が多く残り、これらを通して江戸の趣きを今に感じることができる。

●本区域の現状・課題

▶既存の展示スペースが活かされておらず、文化財同士の面的な繋がりが乏しい。
▶城と城下町に関する歴史文化を実際に体験し、楽しみながら学ぶことのできる機会が少ない。
▶日本遺産に認定された歴史文化の特性・強みが観光コンテンツとして十分に活かされておらず、観光客増加に繋がっていない。

●本区域の方針

▶区域内の文化財を活用した追体験・新体験の実施や、関連展示の充実、教育・観光の推進。
▶日本遺産に認定された歴史文化の特性・強みを活かした新たな観光スタイルを展開し、観光客の誘致・消費促進に向けた連携体制を構築。
▶佐倉市観光グランドデザイン「観光Wコア構想」との連動により、構成文化財を旧城下町周辺の拠点として活用するための環境整備を推進。

●文化財保存活用区域と区域内の主な文化財

◆本区域に基づく主な措置

A-1 城下町の歴史文化の魅力を、より深く知ってもらう「追体験」の企画・実施

取組主体	◎行政・市民・民間団体
実施時期	R6～13
例	武家屋敷での甲冑試着会

A-2 城下町の歴史文化の価値や魅力に別の価値や魅力を付加する「新体験」の企画・実施

取組主体	◎行政・市民◎民間団体
実施時期	R6～13
例	佐倉城址公園でのアートイベント

A-6 城下町の歴史文化に関する実物の文化財の展示

取組主体	◎行政・学識者
実施時期	R6～13
例	佐倉市立美術館での文化財展示

A-13 日本遺産の構成文化財を活用した体験プログラムの造成・販売・ブラッシュアップ

取組主体	◎行政◎民間団体
実施時期	R6～13
例	旧堀田家住宅での日本文化体験

資料３

答 申 文 化 財 の 概 要

新たに指定する文化財

有形文化財（考古資料）

名　　称：宮内井戸作遺跡出土品

員　　数：202 点（第１表）

所　有　者：佐倉市

所　在　地：佐倉市宮小路町 27－１（宮小路倉庫）

指 定 基 準 ：（一）土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの

概　　要

宮内井戸作遺跡は、鹿島川の中流域右岸に立地する、縄文時代後・晩期を中心とした大規模な集落遺跡である。平成元年から平成 14 年に行われた発掘調査により、直径 10ｍを超える大型住居跡６軒を含む、竪穴住居跡 200 軒以上が検出されている。

本出土品は、調査により出土したものの内、宮内井戸作遺跡を特徴づける資料 202 点（土器 66 点、土製品 81 点、石製品 55 点）を抽出したものである。

土器には、深鉢、注口土器、異形台付土器、釣手土器等がある。深鉢、注口土器等は時期を示す資料であり、異形台付土器、釣手土器等は出土が限られる特殊土器である。これらは、房総半島、特に印旛沼周辺における、縄文時代後期前葉から晩期前半にかけて出土する遺物の様相をあらわす代表例に位置付けられる。

土製品には、土偶・土版・動物形土製品・土製耳飾等がある。土偶は筒形・みみずく形・山形・遮光器等、種類の豊富さが際立つ。筒形土偶は顔面表現の有無、中実・中空など、形態差による時間的変遷を推測できる好例で、出土数は房総半島でも随一である。遮光器土偶は、東北地方からの搬入品と在地での模倣品があり、東北地方の集落との関係性と、その影響を享受したことが分かる重要な資料である。

石製品には、石棒・石剣・有孔軽石製品等がある。これらは大型住居跡からも出土をみるが、大型住居跡と同様に被熱の痕跡を残すものが認められる。有孔軽石製品は、軽石を雫形等に加工し、幅の狭い端部に穿孔を施したもので、本遺跡内では大型住居跡（59 号住）とその周囲で出土が顕著である。本来は浮子として利用されるが、製作にあたり入念な研磨整形が行われており、宝飾品としての利用も考えられる。

このように本出土品は、大型住居跡という特殊な空間と、祭祀・儀礼をつかさどる資料の関係性等を理解しうる稀有な例であり、宮内井戸作遺跡の特殊性と房総半島の縄文時代後・晩期の様相を物語る資料として、県指定文化財にふさわしいものである。

第１表　宮内井戸作遺跡県指定文化財候補遺物一覧

(『宮内井戸作遺跡』2009　(財)印旛郡市文化財センター　より作成)

土器		土製品		石製品	
器形・種類等	点数	種類等	点数	種類等	点数
深鉢	23	土偶	43	有孔軽石製品・軽石製品	34
鉢・浅鉢	16	土製耳飾	27	石棒・石剣	12
壺	10	土版	7	石椀	1
台付深鉢・鉢	2	有孔円盤	1	垂飾	7
注口	5	動物形	1	独鈷石	1
異形台付	1	亀形	1		
人面装飾付き	3	スタンプ形	1		
釣手	3				
ミニチュア	2				
あわび形	1				
小計	66	小計	81	小計	55
合計					202

第１図　土器（深鉢、鉢、浅鉢、壺、台付深鉢・鉢、注口土器、異形台付土器、釣手土器）

第２図　遮光器土偶(左：模倣品、右：搬入品)

第３図　有孔軽石製品

（写真提供：佐倉市教育委員会）

資料４

麻賀多神社佐治家奉納武具類について

調査概要

・**調査日**：令和５年１１月６日（月）９：００～１４：００
・**参加者**：文化財審議委員　外山信司氏
　　佐倉市教育委員会文化課　学芸員　須賀　調査補助員２名
・**場　所**：麻賀多神社神輿蔵

１、采配（※目録では採配）

・**大きさ**　棒部分：長さ 36.8 ㎝　径 1.8 ㎝　短冊部分：長さ 28.0 ㎝　幅 12.0 ㎝
・**時　代**　江戸時代末期　19 世紀
・**概　要**　棒の上下に唐草紋の金具が被され、短冊状に切り裂かれた紙が先端につけられている。房の付いた赤い紐も付属。短冊状に切り裂かれた紙は虫食いなどもなく、上下に着けられた金具も良好で全体に非常に状態がよく残っている。

２、軍扇

・大きさ　長さ 33.2 cm　幅 3.7 cm　広げた際の幅 52.2 cm

・時　代　江戸時代末期　19 世紀

・概　要　片面には金地に赤の日輪、もう片面には赤地に金の日輪が描かれる。
親骨を含め 10 本の黒塗り木製の骨により構成される。先端に房の付いた赤い紐も付属。
数か所虫食いが確認されるが全体として頑丈で状態は良好。

３、陣笠

・大きさ　高さ 15.0 cm　径 35.0 cm

・時　代　江戸時代末期

・概　要　外側は黒塗りで正面に佐治家の家紋である花菱が描かれ、頭頂部には馬の轡を桜の花の形に図案化した佐倉藩の合印がそれぞれ金で描かれている。頂辺には座金具がつき、背面中央には小環金具を設け、総角が垂れ下がる。内側は朱塗りで、受張と緒が付属する。管見の限りでは、金具や総角の不足がなく、状態が最もよい陣笠といえる。

幕末期の佐倉藩士が用いた陣笠は、同社蔵の陣笠や旧藩士の家に伝わるものがいくつか知られている。また慶応年間の軍制改革で定められた軍装をまとめた『佐倉藩将士軍装図』（西尾市岩瀬文庫蔵）や『陣服図式』（和洋女子大学蔵）にも同様の陣笠が描かれている。こうした資料によれば、正面に家紋を入れることができる藩士は限られてたことがわかる。しかし、これらの図には頂辺の座金具がなく、この陣笠の方が頭頂部がやや高く盛り上がっているなど細部に差異が認められ、制作時期にずれがある可能性を示している。

【参考】

藤方博之編『佐倉市飯野町　熊谷家文書目録・調査報告』国立歴史民俗博物館、2016 年より

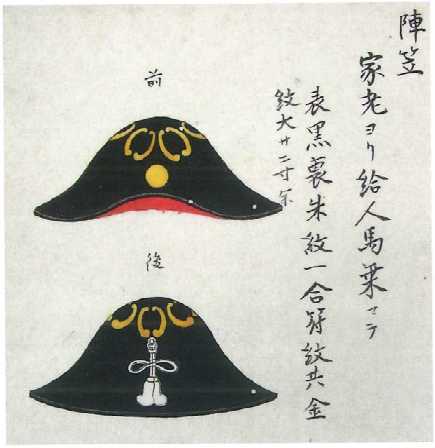

（上左）口絵７－１　陣笠　　（上右）口絵７－２　陣笠の図柄

（左）　口絵７－３　陣笠（上から）

佐倉藩慶応軍制改革のなかで定められた軍装をまとめた「陣服図式　佐倉藩」（和洋女子大学所蔵、口絵7-2）をみると、熊谷家に伝わる陣笠と形状・図柄が一致する。正面には家紋（熊谷家の場合は棒花菱）、頭頂部には桜花を図案化した紋が描かれていた。家紋を入れられる階層は限られていたが、桜花紋は歩兵に至るまで全家臣の陣笠に描かれることになっていた。なお、この桜花紋は、現在佐倉市の市章として使用されている。

『佐倉藩将士軍装図』（西尾市岩瀬文庫蔵）より

４、馬印

・大きさ　長さ　186.5 cm　幅 38.0 cm（軸：45.8 cm）　軸径 2.0 cm

・時　代　江戸時代末期

・所　蔵　麻賀多神社

・概　要　全体は白地で上部表裏に赤で佐治家の花菱紋を置く。最上部には軸が巻き付けられ、軸の左右には孔が空けられ紐を通している。馬印を掲げる棒などは付属せず。虫食いなどはなく状態は良好。

馬印は、武将の馬側に持たせ陣中での存在を示す長柄の作り物で、従来は流れ旗を用いたが、戦国時代以降、様々な意匠のものが登場した。佐倉藩士の馬印・幟については、『佐倉藩御家中馬標背幟図式』（成田山仏教図書館蔵）などにより知られているが、完本ではなく佐治家のものは現状確認することができない。佐治家の馬印と同系統のものを例に挙げる。

【参考】渡邊弥一兵衛治の馬印（『佐倉藩御家中馬標背幟図式』（成田山仏教図書館蔵）より）

５、後立

・**大きさ**　縦 75.2 ㎝　横 77.0 ㎝

・**時　代**　江戸時代末期

・**所　蔵**　麻賀多神社

・**概　要**　赤地に上部に太く一本、その下に少し細く一本、白い横線を入れた幟。これをほぼ同じ背幟が旧藩士家（熊谷家）に現存している。旗竿を通す乳（ち）などの図案も共通するが、熊谷家の旗の下部に家紋が縫い込まれているが、こちらにはそれがない。上部に若干の裂けが見られるが全体の状態は良好。

佐倉藩士の馬印・幟については、『佐倉藩御家中馬標背幟図式』（成田山仏教図書館蔵）などにより知られているが、完本ではなく佐治家・熊谷家の図柄は収められていない。これに近いものが若林家の背幟として採録されている。後立は、一般に兜の背面に立てる装飾をいうが、目録には、馬印に続き「後立　一流」とあるのでこれを後立とした。

【参考】

藤方博之編『佐倉市飯野町　熊谷家文書目録・調査報告』国立歴史民俗博物館、2016 年より

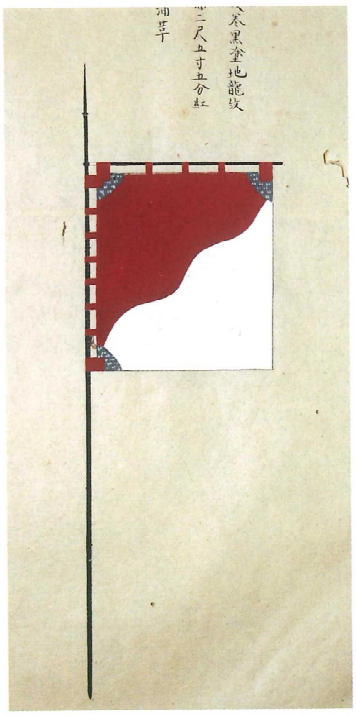

（左）口絵６－１　熊谷家背幟

（上）口絵６－２　若林家背幟の図

熊谷家には背幟が伝存する。口絵6-2は「佐倉藩御家中馬標背幟図式」（成田山仏教図書館所蔵）より。同史料は、堀田家に仕える上層家臣の馬標・背幟の図柄をまとめたものである。完本ではなく、熊谷家の図柄は収められていないが、口絵6-1との対比のため、参考として若林家の背幟図を掲げる。

以下、目録にはない関連資料

６、合印

・大きさ　縦 27.0 cm　横 18.0 cm

・時　代　江戸時代末期

・所　蔵　麻賀多神社

・概　要　赤地の羅紗に金塗りの革で佐治家の家紋をかたどったものを貼り付ける。上部に括り付けるための細い紐が付く。右下端が１～２cmほど欠く。

７、木箱

・大きさ　幅 106.5 ㎝　幅 51.0 ㎝　高さ 62.5 ㎝

・時　代　大正 5 年（1916）

・所　蔵　麻賀多神社

・概　要　１～６の資料を収める木箱。蓋裏に「大正五年四月新調/社掌　郡司秀綱/仝　郡司勇」とあり、これらの武具が奉納されたのちに神社側によって作成されたことがわかる。

まとめ

今回の調査により、奉納時の目録に記された甲冑・武具のうち「鎗　一筋」以外のものを把握することができた。また、過去に把握したものも含め、現存する武具類の状態も良好であることも確認することができた。

「鎗」は過去の調査の際も残念ながら確認されておらず、現在も所在は不明である。甲冑は、具足櫃に「佐倉家中　佐治茂右衛門」の貼り紙があることから、彼の代に仕立てられたものであることははっきりとする。一方で他の武具の制作時期については、おおむね江戸時代末期であると想定されるが、それぞれが一度にまとめて仕立てられたわけではなく、若干のばらつきがあると考えられる。しかし、こうした形で、佐倉藩の上級藩士が用いたものがまとまって現存している例はなく、当時の様相を把握するうえで重要な作例であることには相違ないと考える。

【参考】

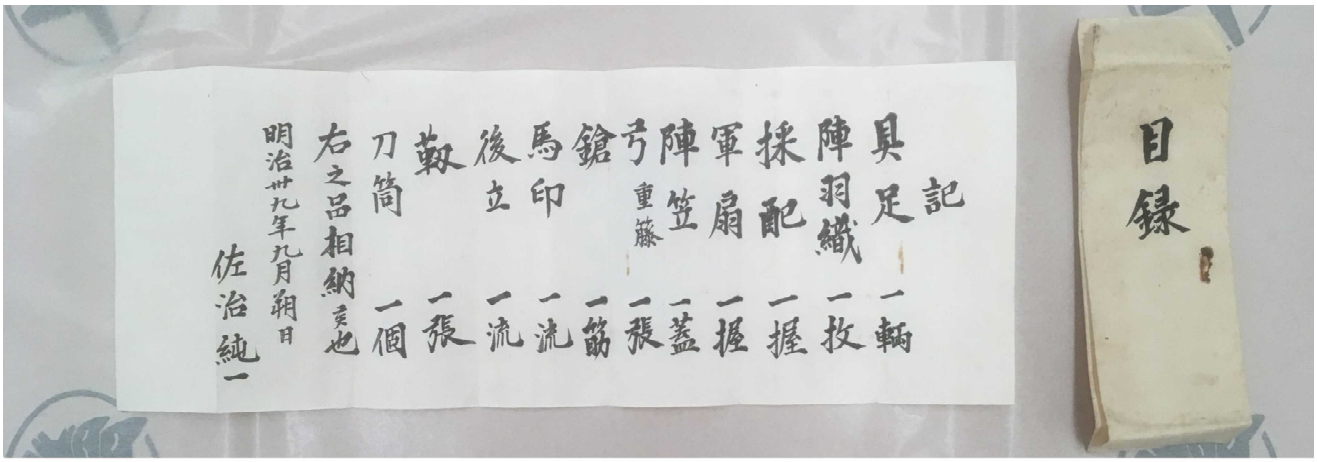

奉納時の目録

資料５

紺糸威桶側胴具足　指定理由書（案）

１．種　　別　　有形・工芸

２．名　　称　　紺糸威桶側胴具足　附具足櫃・目録

３．員　　数　　１領

４．所 有 者　　宗教法人麻賀多神社

５．所 在 地　　佐倉市鏑木町９３３－１

６．指定理由

紺糸威桶側胴具足は、堀田家重臣の佐治家に伝来した当世具足である。兜は、鉄錆地六十二間に鉄黒漆塗板札六段下がりの鞠を紺糸素懸威とし、六段目の板は革包となっている。兜前立は三本菖蒲を模した意匠で、兜鉢裏には「常州早乙女家定」の銘がある。胴は鋲留鉄黒漆塗桶側二枚胴で、草摺は黒漆塗革板札紺糸素縣威を七間六段下がりとする。袖には胴と同じ鋲留鉄黒漆塗の細工がなされている。佩楯は鉄黒漆塗板での板佩楯で、当世具足として一式揃った状態で現存している。兜の吹き返し、胴、袖、籠手、脛当、佩楯の各所と具足櫃の革覆いに佐治家の定紋である石持地抜き花菱が配されている。また、替紋である丸に並び矢を籠手、脛当に一つ矢を佩楯に配している。これらは二つの具足櫃に納められ、一つには胴、面頬、肩当、もう一つには兜と袖、籠手、佩楯、脛当、目録を納める。それぞれ具足櫃の蓋裏、内底には、「佐倉家中　佐治茂右衛門」の貼紙がある。目録には、明治 39 年（1906）9 月に佐治純一によって麻賀多神社に他の武具類とともに奉納されたことが記されている。

兜鉢裏に銘がある早乙女家定は、江戸時代末期に活動した甲冑師と知られ、鉢の造りから見た制作時期と活動期が一致する。各所の漆塗、金物は高い水準を示し、兜鉢と同時期に誂えられたと考えられる。上級藩士の甲冑としてふさわしい造りであると同時に、全体として

保存状態も良好で、単独として見ても美術工芸的な価値が高い。また三本菖蒲の前立は、天保 8 年（1837）に佐倉藩が編纂した『御貸具図式　一』（佐倉市蔵）にほぼ同寸のものが記載されており、家中で共通した意匠が用いられていたことがよくわかる。

佐治家は、古くから堀田家に仕えた重臣の家柄で歴代当主は茂右衛門を名乗った。天保 9 年（1838）閏 4 月に父の死去により当主となった延年は、同年 10 月に所持する武具に修復を加え、武具の目録を下賜されたことが藩士の履歴を記した『保受録』に記載されている。よって、この際に現在の姿に仕立てられた可能性も指摘でき、制作時期とあわせて考えると具足櫃の「佐倉家中　佐治茂右衛門」は、彼または彼の父を指すものと考えられる。

本具足は、佐倉藩が房総では最大の藩であったにもかかわらず江戸期の甲冑・武具の残存例が少ない中で、伝来の過程が明らかで重臣の家柄が所持していたことが確定できる文化財であり、歴史的にも高い価値を有する。城下町佐倉の様相を把握するうえでも重要な作例といえ、指定文化財にふさわしい。

麻賀多神社佐治家奉納武具類　指定理由書（案）

１．種　　別　　有形・工芸

２．名　　称　　麻賀多神社佐治家奉納武具類

３．員　　数　　陣羽織　　１領
　　采配　　１握
　　軍扇　　１握
　　陣笠　　１頭
　　弓　　１張
　　馬印　　１流
　　後立　　１流
　　靫　　１張
　　刀筒　　１個

４．所 有 者　　宗教法人麻賀多神社

５．所 在 地　　佐倉市鏑木町９３３－１

６．指定理由

麻賀多神社佐治家奉納武具類は、堀田家重臣の佐治家に伝来した武具類である。陣羽織、采配、軍扇、陣笠、弓、馬印、後立、靫、刀筒が残る。陣羽織は、赤羅紗仕立で背中に佐治家の定紋である石持地抜き花菱が配されている。采配は、柄の上下に唐草紋の金具が被され、短冊状に切り裂いた紙の房が先端につけられている。軍扇は、片面には金地に赤の日輪、もう片面には赤地に金の日輪が描かれる。陣笠は、外側は黒塗りで正面に石持地抜き花菱が描

かれ、頭頂部には馬の轡を桜の花の形に図案化した佐倉藩の合印がそれぞれ金で描かれている。弓は黒塗の重藤の弓である。馬印は、全体が白地で上部表裏に赤で石持地抜き花菱が置かれている。後立は、赤地に上部に太く一本、その下に少し細く一本、白の横線を入れた幟である。靭、刀筒は、それぞれ黒塗で、石持地抜き花菱が金で描かれている。これらの武具類は、明治 39 年（1906）9 月に佐治純一によって麻賀多神社に奉納されたことが紺糸威桶側胴具足の具足櫃に納められている目録に記されている。

佐倉藩士が用いた武具類については、旧藩士の家に伝わるものや『御貸具図式　一』（佐倉市蔵）や『佐倉藩御家中馬標背幟図式』（成田山仏教図書館蔵）、『佐倉藩将士軍装図』（西尾市岩瀬文庫蔵）、『陣服図式』（和洋女子大学蔵）などの江戸時代末期の史料よってその様相をうかがい知ることができる。麻賀多神社佐治家奉納武具類のうち、陣羽織、陣笠、馬印、後立についてはこれらの史料と一致・共通する特徴がある。それぞれがまとめて同じ機会に制作されたわけではないが、藩士の履歴を記した『保受録』には、天保 9 年（1838）に当主となった延年が所持する武具に修理を加え、武具の目録を下賜されたたという記録があり、この時に現在の姿となった可能性が指摘できる。

佐倉藩は、房総では最大の藩であったにもかかわらず江戸期の甲冑・武具の残存例が少ない。そうした中で、佐倉藩の上級藩士が揃えるべき武具類が良好な状態でまとまって現存している例は貴重であることから、指定文化財にふさわしい価値を有する。

資料６

本町神明大神社神輿について

写真 1　「本町神明大神社神輿」

１、本町神明大神社について

（１）概要

・創建は建治年間（1275～78）と伝えられ、祭神は天照大御神。

・社殿は寛永 19 年（1642）に堀田正盛の建立と伝えられ、現在のものは、昭和 57 年（1982)、平成 7 年（1995）に増改築された。

・文化 2 年（1805）の村絵図によれば、別当寺は「万蔵院」

（２）秋の祭礼

・秋の収穫祭として、かつては 10 月 14 日、15 日の 2 日間実施。

・現在は 10 月第２金土日の 3 日間、麻賀多神社（鏑木町)、愛宕神社（田町)、八幡神社（弥勒町）との四社合同の「佐倉の秋祭り」として実施。

・神輿は、祭り初日に十数人の白丁をまとった若衆によって「神明まつりさらば久し」の掛け声で町内を渡御される。

２、神輿について

（１）神輿の特徴

・全体を黒漆塗とするいわゆる江戸神輿の特徴をもつ神輿。重さ約 400 kg。

・**屋根**：黒漆塗の縁がまっすぐな延屋根。屋根勾配は浅く、頂点の露盤に鳳凰をつける。
四方に野筋が伸びその先に蕨手が付き上に小鳥を乗せる。頂点から朱色の飾り紐を四方に垂らす。
屋根紋は薄板造りの巴紋を各 3 つ、屋根の吹き返しに唐草模様の金具、垂木の先には巴紋の金具。

・**堂**：堂は全体を黒漆塗とし、戸には巴紋の金具がつく。桝組みには金箔を押す。
四方に瓔珞を垂らす。階（きざはし）はなく、朱塗の囲垣、鳥居が堂を囲む。

・**台輪**：全体を黒漆塗とし、ふくらみがなく縦のラインがまっすぐな角台輪。
担ぎ棒を通す棒穴あり。台輪紋、隅金具は唐草模様。担ぎ棒は黒漆塗の二天棒、棒先金物はなし。

（２）記録にみる神輿

・江戸時代中期の佐倉藩士・渡辺善右衛門が記した『古今佐倉真佐子』の記述

> 当町（本町を指す）鎮守神明也、八月十二日祭礼也
> 輿一つほこ一本のぼり二十本斗榊是迄也、神主宮越相馬相勤ル

とあり、神輿があったことが記されている。神輿の渡御については、下記の通り記されている。

> 是迄相済と直ニ御こし渡ル、是ハ神明まつり、さハらばはやセと大をんニ口々ニゆい
> 御本社へ入輿也、摩加多さい礼かけこいハ明神まつり、さハらばはやセと大をんニ口々に云也

（３）修復歴について

＊近年、神輿などの祭礼用具の修復を専門的に手掛ける中臺製作所（市川市）にて修復

①平成 25 年（2013）の修復

・内部構造の損傷・劣化が著しいため、強度が保てない構造材を撤去、新たな構造材を加えて補強。

・修理時に「寛文十年（1670）八月吉日」の墨書①があることが把握された**（写真４）**

②令和 2 年（2020）の修復

・化粧部材の修復を実施。屋根垂木、飾金物の修復、漆の塗り直し。

・同年 7 月　漆塗りの直し作業中に、濵島委員長とともに修復現場の確認を行った**（写真２～５）**
先に指定文化財となっている「六崎区神輿」の修復も同時に行われており、あわせて確認

・屋根裏に制作年を示す墨書①のほか、当初部材に新たに別の墨書②が確認された**（写真５）**

③現状について

・修復が終わり納品された後、コロナ禍により渡御が中止され、本町会館にて展示**（写真１）**

・令和５年は祭礼が再開され、渡御が従来通り行われた。

・構造材、化粧部材の修復を終えており、保存のための措置がとられた良好な状態といえる。

写真２　屋根裏
令和２年の修復中の様子
墨書①が見える

写真３　屋根裏
墨書②が見える

写真４　墨書①
既に確認されていたもの神輿の制作年代を示す

寛文十年
戊ノ八月吉日

写真５　墨書②
新たに確認されたもの
神輿の制作に関わった人物か

戊ノ八月吉日
圓良坊
年廿六才

（4）関連する文化財について

・市内の他の事例としては、昭和 39 年（1964）に市指定文化財となった 2 基の神輿がある**（写真６）**
「麻賀多神社神輿」享保 6 年（1721）制作
「六崎区神輿」寛文 13 年（1673）制作

・これらの神輿も『古今佐倉真子』に記述がある。

・記述によれば、享保 6 年に制作された神輿が現在の「麻賀多神社神輿」にあたり、江戸の職人が佐倉にやってきて拵えたもの。代銀 300 両、江戸深川永代寺八幡の神輿の写しであるという。

・古い神輿は六崎村に 60 両で譲られたといい、これが現在の「六崎区神輿」にあたる。

写真 6　「麻賀多神社神輿」（右）、「六崎区神輿」（左）

3、まとめ

・佐倉では江戸初期～中期の神輿が現存する中で、「本町神明大神社神輿」は寛文 10 年（1670）という最も古い墨書銘をもつ。

・「麻賀多神社神輿」がほかの２つよりも一回り大きいが、現在把握されている３つの神輿の形状、意匠などに共通する点が多くみられる。

・すでに指定となっている神輿２基と同じく、江戸初期～中期にかけてのいわゆる江戸神輿の特徴をよく残すといえる。

・現在も秋の祭礼で渡御されており、修復も行われ状態も良好。

・県内の神社神輿でも古いものであり、市内に近い時代の神社神輿がまとまって残っている例も珍しい。

・また墨書により制作年代がはっきりする点でも貴重。